

2024 年度事業報告

2024年度は、優生保護法問題が大きく動いた一年であった。JD代表が優生連の共同代表となり、最高裁判決以降も優生連の活動に深く関わった。また、オンラインを活用し、理事会、憲法集会や特別セミナーを開催し、対面ではニューイヤー交流会を開き、多くの人たちの出会いの場を創った。年度末には多額な遺贈寄附を受け、JDの財政的な支えとなった。

＊文中敬称略

【重点課題】

1. 社会的テーマについて

11月には「JD 障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ10 憲法と障害者2024」をオンライン開催し、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」をテーマに掲げ、「人権」をめぐって考える機会を設けた。障害のある人の暮らしや人生から日本国憲法の重要性を確認する機会になった。

2. 障害分野のテーマについて

JD 障害者権利条約プロジェクトチームが企画・運営したオンライン学習会では、「障害者権利条約実現への道」をテーマに、「雇用・労働」「精神医療・保健福祉」「教育」のテーマで3回にわたって会員相互の意見交換の機会を設け、加盟団体から多数の参加者を得た。こうした学習を通じた意見交換の重要性を確認した。

3. JD の課題について

加盟団体を広げていくことが大きな課題であり、2団体が新たに加盟した。一方で退会の申し出もあり、それぞれの事情による退会ではあるが、JDの活動基盤は加盟団体にあり、加盟団体の広がりを考えていく一年であった。賛助会員の広がりについては、広報委員会では国会議員を訪問し、JDの取り組みを紹介し、賛助入会のお願いをしてきた。3年間で賛助会員1,000人を目指す取り組みにはまだ道のりがあるが、地道に働きかけていくことの重要性を実感する一年でもあった。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

1) シンポジウムや学習会等の開催

第10回目を迎えた学習会「憲法と障害者」では、優生保護法問題・駅無人化問題・ハンセン病問題などの人権裁判を踏まえつつ、憲法と当事者の意見を尊重することや、権利を主張することの大切さを学んだ。「特別セミナー」では、抜本的な改革が求められている所得保障制度について、機能障害ごとの生活実態や制度上の課題について報告いただき、所得保障制度のあるべき姿を考えた。

2) 意見や要望等の表明・提出

国の政策方針に対し意見書や要請書を随時表明した。優生保護法問題については、最高裁判決や基本合意文書締結等に合わせ複数回の声明を発表した。9頁から文書を掲載している。

3) 政策委員会の開催（各月の主な議題）

政策委員会を11回開催した（4月25日障害者基本法改正、5月16日所得保障、6月27日障害年金、7

月25日障害年金、9月26日障害者の生活実態、10月24日親亡き後について、11月28日公益と障害者福祉政策、12月26日公益と優生思想・トリアージにおける人権モデル、1月23日就労＜最賃減額特例など＞2月20日障害年金・能登半島地震、3月27日難病患者の就労）。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

1) 障害者権利条約と総括所見の理解と実現に向けて

障害者権利条約プロジェクト会議を定期的を開催した。また「雇用・労働」「精神医療・保健福祉」「教育」をテーマに3回にわたる意見交流会を実施し、加盟団体の意見を報告し合う場を設けた。

3) 障害者権利条約周知に関わる取り組み

障害者権利条約に関わる文書を、ボランティアによるチームにより JD 仮訳としてウェブで公開し、さらに順次追加していった。

(1) 障害者権利条約と世界の国々 (JD 仮訳①)

EU、イタリア、インドネシア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、スイス、スウェーデン、中華民国、中国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、バングラデシュ、フィリピン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ミャンマー、モンゴル、ロシアの26カ国・1地域 (EU) の125の文書 (2025年3月現在)。総括所見、締約国報告、パラレルレポートなど。

(2) 障害者権利条約指標 (CRPD 指標) (JD 仮訳②)

障害者権利条約の条文ごとに、国レベルの実施状況を評価するための指標で、障害者権利委員会が2020年にEUの資金を得て作成。

(3) 第27条 (労働と雇用) に関する一般意見と案への世界のコメント (JD 仮訳③)

(4) 脱施設化ガイドラインとその原案への世界の意見 (JD 仮訳④)

素案に対する約102件の世界のコメントを新たに作成。

(5) その他の障害者権利条約関連情報 (JD 仮訳⑤)

人権モデルに関するテレジア・デグナー論文、障害のある人の参加に関する一般的意見第7号等。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

優生保護法違憲裁判での最高裁全面勝訴は、わが国の障害者施策のあり様を抜本的に改めさせる歴史的、画期的な成果であった。障害者差別・虐待の深刻な実態とその本質に優生思想があり、優生保護法によって社会に蔓延したこの思想をどのように払しょくするか、引き続き大きな課題にしていかなければならない。

また、物価高騰による深刻な生活苦の中での年金法改正に注目し、あらためて障害者の所得保障問題を考え、行動していくことの重要性を学んだ一年でもあった。

1) JD 障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ10 憲法と障害者2024

開催日：2024年11月2日 (土) 13:00~16:30

テーマ：基本的人権は侵すことのできない永久の権利！

ー優生問題・生活保護問題などの人権侵害の実態と国の責任を問う！ー

第1部：講演「人権は絶対に譲り渡せない！―数々の裁判を通して、いま憲法を輝かせる！」

講師／徳田靖之（弁護士）

特別報告：「能登半島地震の現状と支援活動」

報告者／大野健志（きょうされん常任理事）

第2部：てい談「憲法・障害者権利条約を暮らしの中へ！ 主権者としての責任を考える！」

進行／増田一世（JD 常務理事）

福田暁子（全国盲ろう者協会評議員・世界盲ろう者連盟元事務局長）

藤原久美子（DPI 女性障害者ネットワーク）

徳田靖之（弁護士）

2）JD 2024 年度特別セミナー

開催日：2025 年 3 月 8 日（土）10：30～16：00

テーマ：なぜ、現行の年金・雇用制度では自立できないのか！ ―障害者の所得保障のあり方を問う―

第1部：基調講演「障害年金法研究会・提言書づくりを通して、障害者の所得保障のあり方を考える！」

講師／藤岡毅（弁護士）

第2部：特別報告「優生保護法裁判『勝利判決』を受けて 義妹の名誉・人権の回復を求めて！」

報告者／佐藤路子（優生保護法国家賠償請求訴訟原告義姉）

第3部：特別シンポジウム「所得保障とは何か！ 現行の法制度では自立できません！」

コーディネーター／増田一世（JD 常務理事）

コメンテーター／藤岡毅・斎藤なを子（きょうされん理事長）

シンポジスト／

①精神障害 佐藤晃一（やどかりの里・生活保護基準引下げ違憲訴訟原告）

②難病 西田えみ子（I 型糖尿病障害年金裁判＜東京＞元原告）

③内部障害・循環器系 下堂前亨（全国心臓病の子どもを守る会）

④無年金 磯野博（無年金障害者の会）

指定発言／村田勇（埼玉・日和田会かわせみ）

3）講師派遣事業

感染症対策から始まったオンラインでの講演形式も一般的となり、対面での依頼だけでなく、遠方の施設からのリモート形式での依頼や、オンデマンド収録による依頼が複数あった。派遣件数および収益は前年度には届かなかった。

講演の依頼内容としては虐待防止、権利擁護、障害者権利条約、総括所見、差別解消法、合理的配慮、意思決定支援等があった。施策の動向や障害者の実態を反映した講演を行ない、また講演を通して日本障害者協議会の存在と活動を知らせる機会にもなった。

4）企画委員会の開催

企画委員会を10回開催した（6月14日、7月18日、8月28日、9月24日、10月24日、11月18日、12月12日、1月21日、2月20日、3月18日）。

4. 広報活動

1）月刊情報誌「すべての人の社会」の発行

JD の活動を広報する役割とともに、障害者運動に不可欠な情報提供に努めた。

優生保護法問題、権利条約、災害支援、警察のあり方、障害当事者の体験記や生き方、児童文学や文

化論など、障害をめぐるさまざまな角度から、報告、解説、論考、提言、随筆などを、最新情報と普遍的な課題を織り交ぜながら多彩な方に寄稿いただいた。

「巻頭言」と「視点」はホームページで公開した。視覚障害等の理由で冊子を読みづらい人にはテキストデータを提供した。

主に「すべての人の社会」編集委員会の役割を担う広報委員会を原則オンラインで10回開催し（4月23日、5月27日、6月24日、7月29日、9月25日、10月22日、11月19日、12月25日、2月3日、3月10日）、直近既刊号の講評、感想、問題意識などを意見交換し、新たな企画につないだ。

2) 「すべての人の社会」を活用した賛助会員の拡大

広報委員が、日頃つながりのある団体等への働きかけや国会議員訪問、また、学習・交流・集会・セミナーなどを通して賛助会員を呼びかけ、拡大に努めた。

3) 「JD ブックレット」等の普及

JDブックレット1「私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質」、2「病棟から出て地域で暮らしたい 精神科の『社会的入院』問題を検証する」（現在品切れ）、3「『生き場』をなくした人たち 罪を犯した障害者の生きにくさに向き合う」、4「障害のある人と優生思想」、5「障害のある人の分岐点」ならびに「障害と人権の総合事典」の普及に努めた。

5.情報通信活動

障害者権利条約の締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けた活動に引き続き取り組んだ。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組んだ。インターネットを活用したオンラインなどの情報発信・交流に努力した。

- (1) 障害者権利条約の実現のため、総括所見を位置づけ、国連動向等の情報共有化を図った。
- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」での情報通信活動を担った。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図った。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みを進めた。
- (4) JDのホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとした。また、加盟団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめ、ICT活用やオンラインの取り組みの相談活動を図った。

6.関連事業

1) JDF等との連携・協同

藤井代表がJDF副代表、増田常務が幹事会副議長を務め、JDFの各委員会（国際、企画、政策委員会など）に参画して、JDFの活動に寄与した。能登半島地震についても引き続きJDF災害支援本部の会合に参加し、各団体と情報共有を行なったほか、支援員の募集を加盟団体に呼びかけた。

2) 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」の取り組み

基本合意文書を骨格提言・障害者権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を実効性伴う重みのあるものとするため、訴訟原告団・弁護団との連携を続けた。基本合意から15年目を記念したフォーラムの開催にあたっては、めざす会の事務局として企画・運営に取り組んだ。

3) 社会支援雇用に関する活動（2024年度は活動休止）

7.組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

1) 会員拡大と財政基盤の強化

賛助会員の拡大、寄付について SNS やオンライン集会・講座等で呼びかけ、情報誌での広報など、あらゆる機会をとらえて拡大に努めた。賛助会員数（前年比）は、個人 489 件・602 口（5 件増・9 口増）、団体 110 件・134 口（7 件減・7 口減）となり、額面では 34,000 円減となった。

講師派遣事業で講師を務めた理事は、謝金の半分（以上）を寄附した。

2) 理事会および専門委員会の活性化

理事会を毎月（8 月以外）オンラインと対面（2024 年 1 月・4 月）で開催し、総会議決事項の執行と情勢に対応した。各専門委員会（①政策、②国際＜JDF と一体＞、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）は、各分掌の役割を果たした。

3) 正会員団体の状況

2024 年 7 月に全国精神障害者福祉事業者協会が加盟、2025 年 3 月末をもって障害者の生活保障を要求する連絡会議、日本アビリティーズ協会が退会し、2025 年度に全国放課後連が入会し、現在 58 団体。